

神奈川県医師会 医師賠償責任保険等の解説

I. 医師賠償責任保険について

神奈川県医師会では、会員の皆さまが医療事故に巻き込まれた場合に備え、医師賠償責任保険制度を設けております。本保険制度の内容についてご理解いただき、安心して医療にあたっていただければ幸いと存じます。

1. 日医保険を補完する「100万円保険」について

(対象：神奈川県医師会のA①会員、A②B会員、A②C会員)

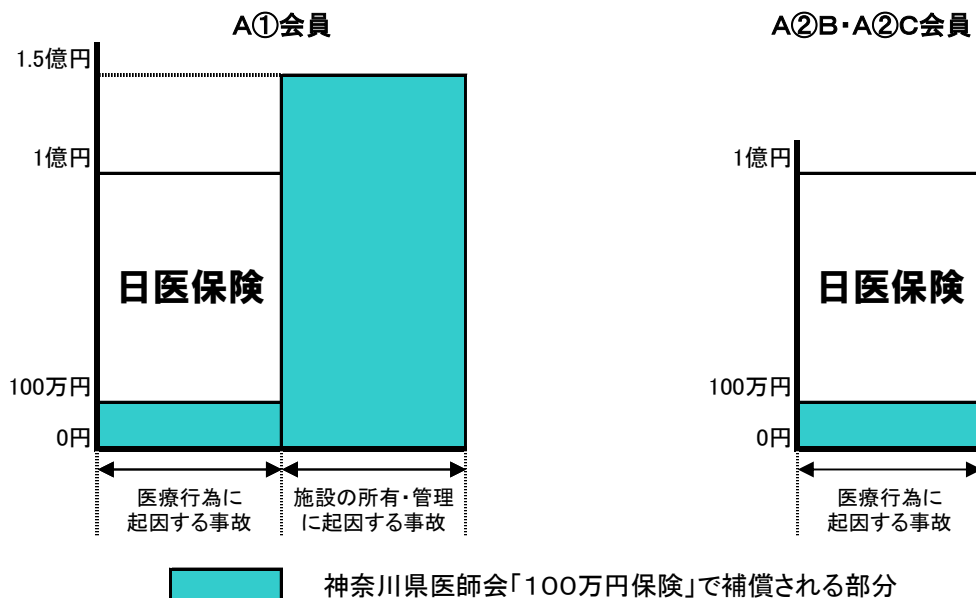
※病院長（A①A会員）は対象外

<1> 概要

日医A会員になると自動的に日医保険の被保険者となります。日医保険は、日医A会員が日本国内で行った医療行為によって患者に身体障害が発生し、日医A会員である期間中に損害賠償請求がなされた場合に、会員が負担する法律上の賠償責任を、免責金額（100万円）を除いて1事故1億円・保険期間中3億円まで補償する保険です。

ただし、日医保険では医療行為以外の医療施設に起因する事故については補償の対象外となるため、例えば、ベッドの転落防止ガードの取り付けが不十分で、患者が転落してしまった場合など、補償対象外となります。

神奈川県医師会では、A①会員、A②B会員、A②C会員を対象に、日医保険では補償されない100万円までの部分と、A①会員の先生を対象に、医療施設に起因する事故を補償する保険に加入しております。



<ご参考> 神奈川県医師会の会員区分

A①A会員	病院を代表する会員
A① 会員	診療所を代表する会員
A②B会員	上記A①A会員、A①会員およびA②C会員以外の会員
A②C会員	医師法に基づく研修医
B 会員	上記A②B会員のうち日医医師賠償責任保険非加入の会員
C 会員	上記A②C会員のうち日医医師賠償責任保険非加入の会員

＜2＞「100 万円保険」の被保険者

（1）医療行為に起因する事故（医師特約条項）

① A①会員の場合

被保険者は医療施設の開設者です。

開設者の業務の補助者たる医師（管理者、勤務医等）や看護師等のコメディカル職種の方が起こした医療事故によって、開設者が負担する法律上の責任についても補償されます。

ただし、日医A会員以外の医師個人の責任部分、看護師等のコメディカル職種個人の責任部分、法人固有の責任部分については責任負担分が控除され、損害賠償額の全額が補償されない場合があるため、医療機関の実態に応じた保険の手当てが必要となります。

② A②B会員、A②C会員の場合

被保険者は会員個人です。

（2）施設の所有・管理に起因する事故（医療施設特約条項）

被保険者は医療施設の開設者のほか、開設者の使用人その他業務の補助者の方も、開設者の業務に関するかぎりにおいて被保険者となります。

＜3＞「100 万円保険」の補償内容

医療行為に起因する事故 (医師特約条項)	施設の所有・管理に起因する事故 (医療施設特約条項)
対人賠償 1 事故につき 100 万円 1 年間につき 300 万円	対人賠償 1 名につき 1.5 億円 1 事故につき 15 億円 対物賠償 1 事故につき 3,000 万円 免責金額 0 円 人格権侵害 1 名につき 1,000 万円

＜4＞「100 万円保険」で支払われる保険金

（1）医師特約条項

① 法律上の損害賠償金・・・治療費、休業損失、慰謝料 など

② 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など(保険会社の事前承認が必要です。)

（2）医療施設特約条項

医療行為以外の医療施設に起因する事故が補償対象です。

① 法律上の損害賠償金

● 身体賠償事故の場合・・・治療費、休業損失、慰謝料 など

● 財物賠償事故の場合・・・修理費 など

● 人格権侵害事故の場合・・・慰謝料 など

② 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬など(保険会社の事前承認が必要です。)

（3）刑事弁護士費用担保追加条項

当追加条項は、「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者（補償の対象となる方）である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。（起訴後の費用を含みます。ただし、被保険者の有罪の確定（※1）がなされた刑事事件を除きます。）

保険金額は保険期間（1 年）を通じて 500 万円となります。

（※1）有罪の確定…第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいいます。ただし、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審またはその控訴審の判決を除きます。

＜5＞ 加入方法

「100 万円保険」につきましては、神奈川県医師会が一括して損害保険会社（損害保険ジャパン株式会社）と契約手続きを行っておりますので、会員の先生が個別にご加入いただく必要はありません。

言い換えますと、神奈川県医師会の A①会員、A②B 会員、A②C 会員になると自動的に保険に加入することとなります。（A①A 会員については自動加入となっておりませんのでご注意ください。次頁＜4＞下線部参照。）

2. 経営実態に応じた保険加入手続きについて

＜1＞ 個人立診療所の場合

A①会員以外に、勤務する医師がいる場合については、勤務医が万が一事故を起こした場合に備えて、以下のいずれかの方法による保険の手当てをご検討ください。

- （1）勤務医についても日医会員（A②B、A②C）に登録してもらう、もしくは個別で医師賠償責任保険に加入をしてもらう。
- （2）「日医医賠償特約保険」に加入する。ただし、勤務医単独で損害賠償請求された場合は対象になりません。

＜2＞ 一人医師医療法人診療所（※2）の場合

A①会員以外に、勤務する医師がいる場合については、勤務医が万が一事故を起こした場合に備えて、以下のいずれかの方法による保険の手当てをご検討ください。

- （1）勤務医についても日医会員（A②B、A②C）に登録してもらう、もしくは個別で医師賠償責任保険に加入をしてもらう。
- （2）「日医医賠償特約保険」に加入する。ただし、勤務医単独で損害賠償請求された場合は対象になりません。
- （3）神奈川県医師会「団体医師賠償責任保険（任意加入）」に加入する。

（※2）一人医師医療法人とは、医療法第39条の規定に基づく法人の内、医師が常時一人または二人勤務する診療所が開設するものを指します。同一法人で複数施設を開設している場合は該当しません。

＜3＞ 法人立診療所の場合

日医保険では、法人責任部分は補償されないので、法人責任部分を補償するためには、以下（1）または（2）のいずれかの方法による保険の手当てをご検討ください。

- （1）「日医医賠償特約保険」（※3）に加入する。（請求額が100万円を超えた場合のみ対象となります。100万円以下の法人責任部分を補償する保険を別途ご検討ください。）
- （2）神奈川県医師会「団体医師賠償責任保険（任意加入）」に加入する。

また、勤務医個人が単独で損害賠償請求された場合に備え、以下（3）または（4）のいずれかの方法による保険の手当てをご検討ください。

- （3）勤務医についても日医会員（A②B、A②C）に登録してもらう、もしくは個別で医師賠償責任保険に加入をしてもらう。
- （4）神奈川県医師会「団体医師賠償責任保険（任意加入）」のオプションの「勤務医師包括担保追加条項」に加入する。

＜４＞ 個人立病院の場合

病院長（Ａ①Ａ会員）以外に、勤務医が万が一事故を起こした場合に備えて、以下のいずれかの方法による保険の手当てをご検討ください。

- （１）勤務医についても日医会員（Ａ②Ｂ、Ａ②Ｃ）に登録してもらい、もしくは個別で医師賠償責任保険に加入をしてもらう。
- （２）「日医医賠償特約保険」（※３）に加入する。ただし、勤務医単独で損害賠償請求された場合は対象になりません。

なお、病院長は、「100 万円保険」の対象外のため、日医保険の免責金額である 100 万円が自己負担となります。また、施設の所有・管理に起因する事故は補償対象外となります。

神奈川県医師会「団体医師賠償責任保険（任意加入）」では、個人立病院を対象に 100 万円以下の免責部分と施設の所有・管理に起因する事故を補償する保険制度がありますので、加入をご検討ください。

＜５＞ 法人立病院（９９床以下）・法人立介護医療院（定員９９名以下）の場合

日医保険では、法人責任部分は補償されないため、法人責任部分を補償するためには、以下（１）または（２）のいずれかの方法による保険の手当てをご検討ください。

- （１）「日医医賠償特約保険」（※３）に加入する。（請求額が 100 万円を超えた場合のみ対象となります。100 万円以下の法人責任部分を補償する保険をご検討ください。）
- （２）神奈川県医師会「団体医師賠償責任保険（任意加入）」に加入する。

また、勤務医個人が単独で損害賠償請求された場合に備え、以下（３）または（４）のいずれかの方法による保険の手当てをご検討ください。

- （３）勤務医についても日医会員（Ａ②Ｂ、Ａ②Ｃ）に登録してもらい、もしくは個別で医師賠償責任保険に加入をしてもらう。
- （４）神奈川県医師会「団体医師賠償責任保険（任意加入）」のオプションの「勤務医師包括担保追加条項」に加入する。

（※３）「日医医賠償特約保険」では、法人立、個人立を問わず、結核病床、感染症病床、精神病床が補償の対象外となります（ただし、一般病床を主として有する病院の中の精神病床は対象）。また、介護老人保健施設、国・独立行政法人・国立大学法人・社会保険関係・会社が開設する医療機関及び介護医療院、公立の医療機関（いずれも病院・診療所を含む）及び介護医療院、100 床以上の法人立病院、定員 100 名以上の法人立介護医療院については、加入対象外です。

＜６＞ 法人立病院（１００床以上）・法人立介護医療院（定員１００名以上）の場合

日医保険では、法人責任部分は補償されないため、法人責任部分を補償するためには、以下の方法による保険の手当てをご検討ください。

- （１）神奈川県医師会「団体医師賠償責任保険（任意加入）」に加入する。

また、勤務医個人が単独で損害賠償請求された場合に備え、以下（２）または（３）のいずれかの方法による保険の手当てをご検討ください。

- （２）勤務医についても日医会員（Ａ②Ｂ、Ａ②Ｃ）に登録してもらい、もしくは個別で医師賠償責任保険に加入をしてもらう。
- （３）神奈川県医師会「団体医師賠償責任保険（任意加入）」のオプションの「勤務医師包括担保追加条項」に加入する。

3. 保険加入手続きについて

<1> 「日医医賠償特約保険」の加入手続きについて

毎年 7 月 1 日が保険始期ですが、期間途中の加入も可能です。毎月、前月 15 日までに神奈川県医師会に加入申込書が到着したもののについて、翌月 1 日加入となります。

<2> 神奈川県医師会「団体医師賠償責任保険（任意加入）」の加入手続きについて

毎年 5 月 1 日が保険始期ですが、期間途中の加入も可能です。随時保険に加入できますが、病院の場合は、新規ご加入の際に保険会社で引受事前審査を行いますので、若干お時間をいただくことになります。審査の内容によっては、加入を制限される場合もあります。

補償内容および加入手続きのお問い合わせ先

「日医医賠償特約保険」、神奈川県医師会「団体医師賠償責任保険（任意加入）」の詳しい補償内容、加入手続きに関するお問い合わせについては下記までお願いします。

- 「日医医賠償特約保険」について

神奈川県医師会 医療安全対策課

TEL 045-241-7000

〒231-0037 横浜市中区富士見町 3-1 神奈川県総合医療会館 3 階

- 神奈川県医師会「団体医師賠償責任保険（任意加入）」について

取扱代理店 : 株式会社神医社

TEL 045-231-7759

〒231-0037 横浜市中区富士見町 3-1 神奈川県総合医療会館 4 階

引受保険会社 : 損害保険ジャパン株式会社 横浜支店 営業第一課

〒231-0007 横浜市中区弁天通 5-70

TEL 045-661-2713

4. 医療上の事故について損害賠償の請求があれば神奈川県医師会へ

損害賠償の請求を受けたときは（文書、口頭いずれかを問いません。）、神奈川県医師会医療安全対策課（TEL：045-241-7000）までご連絡をお願いします。

医療機関の判断で、賠償金や治療費等の支払いを行った場合、または、支払いの約束をした場合には、保険金の支払いができない、または全額が補償されない場合があります。

5. 電話医療通訳サービスのご案内

神奈川県医師会 A①会員、A②B 会員、A②C 会員および神奈川県医師会「団体医師賠償責任保険（任意加入）」に加入の医療機関の皆様は、電話医療通訳サービスを無償でご利用いただくことが可能です。詳細は添付のパンフレットをご参照ください。

※日医医賠償保険にも医療通訳サービスが 2020 年 4 月 1 日より付帯されております。

6. クレーム対応費用保険のご案内（任意加入）

医師賠償責任保険は、日本国内で行った医療行為によって患者に身体障害が発生し、損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償するものですので、クレーム行為は対象となりません。クレーム行為に備えるため、「クレーム対応費用保険（医療業務妨害行為対応費用保険）」があります。この保険は、クレーム行為が発生し、弁護士委任した場合の弁護士費用をお支払いするものです。また、別途、無料相談サービスがあり、クレームの対応方法について専門相談窓口にご相談いただくことが可能です。是非ご検討くださいますようお願いいたします。詳細は添付のパンフレットをご参照ください。

2022 年パンフレットから引用

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
医療上の事故	開設者またはその使用人その他開設者の業務の補助者が日本国内において行った医療（職業上または職務上の相当な注意を怠ったもの）によって、医療の対象者の身体に障害（障害に起因する死亡を含みます。）が発生した場合において、被保険者に法律上の賠償責任が発生し、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料等）および費用（訴訟費用や弁護士報酬など（注））をお支払いします。 ただし、1回の事故について損害賠償金は保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。 ●保険期間中に医療事故に起因して損害賠償請求を提起された場合が対象となります。 （注）損保ジャパンの事前の承認が必要です。 ●ただし、初年度契約締結前に知っていた（不注意により知らなかった場合を含みます。）身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。 （初年度契約とは平成16年4月1日以降保険期間を開始する医師賠償責任保険契約で以降の継続契約を除きます。）	直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。 ①被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②海外での医療行為に起因する賠償責任 ③美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任 ④医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑤名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ⑥所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する賠償責任 ⑦戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑧地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑨被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 ⑩被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任 など
建物等の使用・管理上、給食等による事故	被保険者が加入者証記載の医療施設（設備を含みます。）の所有、使用もしくは管理に起因する事故、業務遂行上の事故または被保険者の占有を離れた飲食物（給食等）、その他の財物による事故が発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害賠償金（治療費、休業補償、慰謝料等）および費用（訴訟費用や弁護士報酬など）をお支払いします。ただし、1回の事故について損害賠償金は、損害賠償金の金額が免責金額を超過する金額とし、保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の訴訟費用等は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。	直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる賠償責任については保険金をお支払いしません。 ①被保険者の故意によって生じた賠償責任。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害に限ります。 ②被保険者が行った医療によるその医療の対象者の身体の障害に起因する賠償責任 ③医療施設の新築、改築、修理その他の工事に起因する賠償責任 ④他人から賃借したり、預かっている財物についての賠償責任 ⑤戦争、変乱、暴動、騒じょうまたは労働争議によって生じた賠償責任 ⑥地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた賠償責任 ⑦自動車（原動機付自転車を含みます。）の所有・使用・管理に起因して生じた賠償責任 ⑧看護業務などの専門職業業務の遂行による賠償責任。ただし、当会社が保険金を支払わないのは、記名被保険者以外の被保険者が被る損害にかぎりません。 など

Ⅱ. 日常生活における賠償責任を補償する保険（個人賠償責任保険）について

神奈川県医師会では、日本国内における日常生活において、先生ご自身やご家族が誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の賠償責任を負った場合に損害賠償金や費用（訴訟費用など）を保険金としてお支払いする「個人賠償責任保険」の契約を保険会社との間で締結しております。（対象：A①会員）

1. 個人賠償責任保険の概要

< 1 > 被保険者

- ① 会員区分A①の会員本人
- ② ①の配偶者
- ③ ①または②の方の同居の親族
- ④ ①または②の方の別居の未婚の子（下宿をしているお子さま等）
- ⑤ 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎりません）。ただし、本人に関する事故にかぎりません。
- ⑥ ②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎりません。）ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。

なお、被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

< 2 > この保険の対象となる事故例

- ① ご自宅（居住用の建物）により生じた事故
 - テレビのアンテナが倒れて通行人にケガを負わせた
 - 風呂の水を出しっぱなしにして、階下のお宅を水浸しにした
- ② 日常生活の中で生じた事故
 - 飼い犬が他人に噛みついてケガを負わせた
 - 奥さまが買い物先で誤って商品を壊した

< 3 > 補償内容

保険金額 1 事故 1 億 5 千万円 （免責金額 0 円）

< 4 > お支払いする保険金の内容

- ① 被害者に支払う損害賠償金（治療費、入院費、慰謝料、休業補償、修理費※）等
※修理費は財物の時価額限度
- ② 被害者に対する応急手当、病院への護送費用等の緊急処置費用
- ③ 訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬 など

< 5 > この保険の対象とならない主な場合

- ① 被保険者の職務遂行に直接起因する賠償責任
- ② 他人から借りたり預かったりしたもの（管理財物）に対する賠償責任
- ③ 故意による賠償責任
- ④ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- ⑤ 地震、洪水等の天災による賠償責任
- ⑥ 船、自動車、航空機および銃器の所有、使用または管理に起因する賠償責任 など

2. 「個人賠償責任保険」加入手続きについて

神奈川県医師会が一括して損害保険会社（損害保険ジャパン株式会社）と契約手続を行っておりますので、会員の先生が個別にご加入いただく必要はありません。

3. 事故が起きた場合

下記の連絡先まで、ご連絡をお願いします。

< ご連絡先 >

損害保険ジャパン株式会社 神奈川火災新種保険金サービス第一課
TEL 045-661-2626

連絡をせずに賠償金や治療費等の支払いを行った場合、または支払いの約束をした場合には、保険金の支払いをお断りしたり、全額が補償されない場合があります。また、この保険には損保ジャパンが被保険者に代わって被害者との示談交渉をおこなう「示談交渉サービス」はございません。

医師賠償責任保険 ご加入者様向け

電話医療通訳サービスのご案内

医師賠償責任保険にご加入の医療機関様では、電話医療通訳を無償でご利用いただくことができます。（2019年4月1日よりサービス開始しております。）

サービス概要とご利用開始方法についてご案内いたします。

（医師賠償責任保険の保険期間が終了した場合には、サービスの対象外となります。）

【ご利用いただける電話医療通訳の概要】



医療通訳事業者

医師賠償責任保険
ご加入の医療機関様

外国人患者

三者間通話による通訳*

※日本エマージェンシーアシスタンス㈱
（以下、EAJ（株））

* 三者間通話の対象範囲は、医療従事者と患者との受付・診療・会計手続きにおける電話通訳業務とし、事前に書類などをお渡しいただき通訳が準備をしてから対応する必要のある、インフォームドコンセントおよびムントセラピー等の通訳につきましては本サービスの対象外となります。

無料でご利用可能

21か国語に対応

24時間365日対応

無料利用可能
コール数
(1コール単位*1：30分以内)

【病院】
年間*2 **50**コール

【診療所】
年間*2 **10**コール

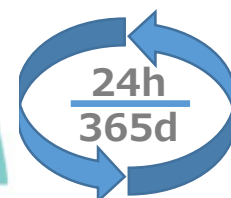
¥0

・英語
・中国語
・韓国語
・ベトナム語
・ネパール語
・タガログ語
・スペイン語
・ポルトガル語
・インドネシア語
・イタリア語
・フランス語
・ドイツ語
・ロシア語
・タイ語
・マレー語
・ミャンマー語
・クメール語
・モンゴル語
・シンハラ語
・ヒンディー語
・**ベンガル語**（順次拡大予定）

専用電話窓口で

24時間／365日

ご利用が可能



*1 30分間を越える利用は30分毎にコール数をカウントします

*2 年間とは4月1日から翌年3月31日を指します

ご利用開始のお手続きは裏面をご参照ください

【ご利用開始のお手続き方法】

本サービス利用ご希望の医療機関様は、EAJ（株）WEBサイトトップページのバナーよりお申し込み専用ページへお進み頂き、お手続きください。

お申し込み専用ページ：<https://emergency.co.jp/ibaisekifutai>

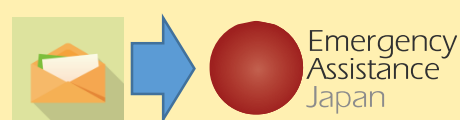
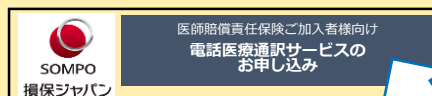
申込書送信先

: service@emergency.co.jp

① EAJ（株）WEBサイト内バナーをクリック

② お申し込み専用ページより申込用紙をダウンロード

③ 申込用紙記入後EメールでEAJ（株）に送信



④ EAJ(株)より登録完了通知
(申込書受領後、3営業日以内)

⑤ ご利用開始

病 院：年間*50コール
診療所：年間*10コール
までご利用いただけます



※登録完了通知受領後、すぐにご利用を開始いただけます。

*年間とは4月1日から翌年3月31日を指します

※EAJ(株)から電話番号や具体的なご利用方法のご案内がございます。

***3営業日を過ぎてもご登録完了通知が来ない場合は、お申し込みのメールが受信できていない可能性があります。その場合にはお手数ですが、EAJ（株）までご連絡をお願いいたします。**

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、日本エマージェンシーアシスタンスまたは損保ジャパンまでお問い合わせください。

●個人情報の取扱いに関する事項

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと（以下、「当社業務」といいます。）のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グループ会社、提携先会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト

（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

問い合わせ先

■電話医療通訳サービス内容及び申し込みに関するお問い合わせ



Emergency
Assistance
Japan

日本エマージェンシーアシスタンス株式会社
国際医療事業部

〒112-0002 東京都文京区小石川1-21-14
TEL 03-3811-8600
Mail service@emergency.co.jp

■保険の内容に関するお問い合わせ



損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

◆連絡先

<https://www.sompo-japan.co.jp/contact/>

悪質なクレームに困ったことはありませんか？ 備えはありますか？

診療、診断書への
無理難題

処方箋、
受付スタッフへの
クレーム

インターネット
書き込みでの
風評被害

セクハラ
ストーカー

居座りなどの
業務妨害

クレーム対応費用保険

クレーム対応費用保険は費用・利益保険普通保険約款に医療業務妨害行為対応費用保険特約条項および各種特約をセットしたものです。

■ 専門相談窓口への無料相談サービス

■ 弁護士委任した場合の費用補償

で解決をサポートいたします

- ◆ 保険期間 : 2022年5月1日(または中途加入日)から2023年5月1日午後4時まで
- ◆ 加入対象者 : 神奈川県医師会の会員
- ◆ 無料相談対象者、弁護士費用の被保険者
神奈川県医師会の会員、会員が開設する医療機関の役員、使用人、業務の補助者
- ◆ 対象となるクレーム行為 : 被保険者に対して行われる以下の行為
暴行・脅迫・強要・威力・セクシャルハラスメント・不退去・偽計、風説の流布
- ◆ お支払いする保険金
相談料、着手金、報酬金、手数料、争訟費用、
その他弁護士が委任事務処理を行ううえで必要な費用(日当、顧問料は支払われません)

※クレーム行為とは、記名被保険者が日本国内で行った業務に対して、他人が被保険者(保険の補償を受けられる方)に暴行、脅迫、強要、威力、セクシャルハラスメント、不退去、偽計、風説の流布を行うことをいいます。

クレーム対応について クレームコンシェルが無料相談を担当

当事者間での解決困難と判断された事案は、弁護士費用を補償

● 主なクレーム事例

- ◆患者が「注射してくれるまで帰らない」と診察室で仰向けになり、次の患者が入れなくなった。
＜不退去罪＞
- ◆医師が入院不要と判断した患者が退院を拒絶、入院を継続。 ＜不退去罪＞
- ◆待ち時間が長いことに腹を立てた患者が、受付カウンター越しに職員の肩をつかんで罵倒した。
＜威力業務妨害＞
- ◆女性看護師や女性事務職員数名に待合室や廊下などですれ違い時に抱きつく等、問題行動が再三続けられた。 ＜公然わいせつ罪＞
- ◆他の患者の前で「ヤブ医者だ」と罵倒された。インターネットで書き込みで風評被害が発生。
＜侮辱罪＞
- ◆休診日に診察するよう何度も電話で強要され、診察室でも大声で無理難題を要求された。
＜威力業務妨害＞

など

(※)クレーム行為とは、記名被保険者が日本国内で行った業務に対して、他人が被保険者(保険の補償を受けられる方)に暴行、脅迫、強要、威力、セクシャルハラスメント、不退去、偽計、風説の流布を行うことをいいます。

● お支払する保険金

お支払いする保険金 = (弁護士からの請求費用 - 自己負担額1万円) × 90%

※弁護士からのご請求費用とお支払いする保険金の差額は、お客さま自身でのご負担となります。

● お支払限度額と保険料例（診療所の場合）

お支払限度額	年間保険料
1事故100万円/期間中300万円	20,000円
1事故300万円/期間中900万円	30,000円

- ・中途加入が可能です。(保険料は加入月数分の保険料となります)
- ・チラシ記載以外の補償内容や勤務医、病院向けのプランもあります。
- ・上記は 診療所 1施設あたりの保険料です。

※このチラシは、概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせ、パンフレットのご請求は取扱代理店までご連絡ください。

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社
横浜支店 営業第一課

〒231-0007

横浜市中区弁天通5-70

TEL 045-661-2713 FAX 045-201-7252

受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで

(土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。)

<お問い合わせ先 取扱代理店>

株式会社 神医社 (ジンイシャ)

〒231-0037

横浜市中区富士見町3-1 神奈川県総合医療会館4階

TEL 045-231-7759 FAX 045-243-5451

E-mail jin-isya@jin-isya.co.jp

受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで